

「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」について

※本稿では、「医療的ケア児支援法」とする。

県教育庁教育振興部特別支援教育課

1 医療的ケア児支援法の公布

現在、たんの吸引や人工呼吸器を使用するなど、日常的に医療的ケアが必要な児童生徒、いわゆる医療的ケア児が全国に約2万人いると推計されている。医療的ケア児は一定期間の入院の後、家庭に戻り、家族によって医療的ケアが行われている。家庭に戻ることで、医療者が担っていた部分を、家族が行うことになる。また、小学校への入学の際、入学予定の学校に看護師がいない場合は、医療的ケアを実施するために保護者が学校に付き添って医療的ケアを行うことになり、家族の負担が大きくなる現状があった。

このような背景のもと、令和3年6月18日、「医療的ケア児支援法」が公布された。（なお、施行は令和3年9月18日である。）

この法律は、医療的ケア児が健やかに成長できる環境を整え、また家族の負担を減らす等、医療的ケア児及びその家族の生活を支援するための法律である。法律の目的並びに基本理念について、一部抜粋したものを以下に示す。

第1条 目的（一部抜粋）

医療的ケア児及びその家族が個々の医療的ケア児の心身の状況等に応じた適切な支援を受けられるようにすることが重要な課題となっている。（中略）保育及び教育の拡充に係る施策その他必要な施策並びに医療的ケア児支援センターの指定等について定めることにより、医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資し、もって安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与することを目的とする。

第3条 基本理念（一部抜粋）

医療的ケア児及びその家族に対する支援は、医療的ケア児の日常生活及び社会生活を社会全体で支えることを旨として行われなければならない。
2 医療的ケア児及びその家族に対する支援は、医療的ケア児が医療的ケア児でない児童と共に教育を受けられるように最大限に配慮しつつ適切に教育に係る支援が行われる等、個々の医療的ケア児の年齢、必要とする医療的ケアの種類及び生活の実態に応じて、（中略）関係機関及び民間団体相互の緊密な連携の下に、切れ目なく行われなければならない。

2 千葉県における医療的ケア

県教育委員会では、県立特別支援学校における適切な医療的ケアの実施のために、「医療的ケアガイドライン」を策定し、平成17年度から運用している。

県立特別支援学校では、令和3年5月1日現在、36校中29校において医療的ケアが実施され、今年度医療的ケアの対象となる児童生徒数は237名である。県立特別支援学校では、一定の研修を修了した教員が医療的ケアの実施者となり、看護師と協働で医療的ケアを行っている。県教育委員会では、医療的ケア実施体制上の課題を取り上げ、医療的ケアガイドラインの改訂に向けて協議する運営会議や、医療的ケアに携わる教員や看護師に対して研修会を開催している。研修内容については、医療的ケア指導医の指導助言のもと、文部科学省の資料等を活用しながら、内容を検討している。

一方、小・中学校では、医療的ケアの必要な児童生徒が、小学校44校に45名、中学校5校に5名在籍している（文部科学省「令和元年度学校における医療的ケアに関する実態調査」から）。小・中学校においては、医療的ケアを看護師又は保護者が実施している。今後、高等学校へ進学することが予想される現状を踏まえ、昨年度、県立中学校・高等学校を対象とした「医療的ケアガイドライン」を作成し、実施体制について整備を図ったところである。

3 今後に向けて

医療的ケア児支援法の成立を踏まえ、医療的ケア児、そして家族に対する支援を行っていくことが国や都道府県、学校設置者等の責務となる。今後、全ての学校において、医療的ケア児が医療的ケア児でない児童生徒と共に教育を受けられるよう、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体との緊密な連携の下に、切れ目ない支援を行っていく必要がある。

